

第三十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第二十五号

昭和三十三年四月十九日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長代理 理事飯塚定輔君
理事田中 榮一君 理事吉田 重延君
理事加賀田 進君

相川 勝六君 金子 岩三君

龜山 孝一君 津島 文治君

富田 健治君 三田村武夫君

山崎 巖君 太田 一夫君

川村 継義君 佐野 憲治君

野口 忠夫君 安井 吉典君

大矢 省三君

出席政府委員

自治政務次官 丹羽喬四郎君

総理府事務官 奥野 誠亮君

(自治庁財政局 長)

四月十五日

委員津島文治君及び高田富興君辞任につき、その補欠として中川俊思君及び辻寛一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員辻寛一君及び中川俊思君辞任につき、その補欠として高田富興君及び津島文治君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)(参議院送付)

○飯塚委員長代理 これより会議を開きます。

濱地委員長には、本日病氣のため御出席できませんので、その指名によりまして私が委員長の職務を行ないます。

去る六日、本委員会に付託されました内閣提出、地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、予備審査において提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑の通告があります。順次これを許します。加賀田進君。

○加賀田委員 地方公営企業法の一部改正案に對しまして、二、三の点に對して質問をいたしたいと思います。

まず、この地方公営企業は、第三条にも規定している通りに、企業の経済性というものももちろん維持しなければなりませんけれども、これの主なる目的としておるのは、やはり公共の福祉を増進するということが、この企業を發展させる大きな目的じゃないかと思うのです。そこで先般、ガス協会の方からいろいろ自治庁の見解等について質問のありました、いわゆるガス事業の兼業としてプロパン・ガスの兼業、その承認を求めてきたと思うのですが、聞くところによりますと、本月の十二日に、この兼業は、諸般の手續さえ完了すれば差しつかえないというようなことでの了承を得たということと聞いておりますけれども、このガス事業とプロパン・ガスの兼業、プロパン・

ガスそのものがはたして公共の福祉を増進するという公営企業の目的に沿うて許可されたのか、あるいはその他の理由があるのか。ガス事業とは、ガス供給事業をいうということが大體規定されておると思うのですが、この範圍にこれが入るかどうか、非常に大きな疑義が私はあると思うのです。それに対して、自治庁としての見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 御指摘のように、ガス事業法に規定しております字句をそのまま読んで参りますと、プロパン・ガスの販賣業がそれに関するガス事業にはならないと思ひます。しかし、ガス事業の付帯事業ということで考へていきますならば、導管によりますガス事業を行なつて、まだ導管がそこまではないけれども、そういうようなものが必要としている地域に付帯事業として供給をしていくということは十分考へられることではないか、かように考へまして、同意の返事をいたしましたわけでありませう。

○加賀田委員 これは都市によつて違ふのですけれども、大體現在民間企業がこういう事業をやつておるのじゃないかと思ひます。従つて、そういう事業のうち、地方公共団体がこういうものを並行的にやるといふことになりませうと、民間企業にも相当な影響をもたらしてくるということと、このことが普及されて参りますと、ガスの普及に影響が及ぼすというふうな傾向も起ってくるのじゃないかと私は

思ふのです。ガス事業の、いわゆる導管配置というものを中心にして拡大發展させていこうという政策、これに對して、このプロパン・ガスが非常に普及されてくるという一つの逆現象が起つてくるのじゃないかという懸念も私は起るのです。従つて、本来の目的であるガス事業の發展、すなわち、公共の福祉を増進させるためにこの事業を發展させなければならぬということと、経費その他の関係上、あるいは住民の負担の関係上、導管がなかなかそこまではないという場合に、便宜上一時的な現象としてプロパン・ガスというものが出てきたわけですから、これと公共事業を發展させるということと、逆現象が起るような傾向を私は考へるのです。だから、兼業を許可するということとガス事業の發展ということとの関係で、逆現象が起るような危険が起るのですが、その点はどうでしょう。

○奥野政府委員 プロパン・ガスの販賣業だけがガス事業として行なわれていくということはあり得ない、私たちが考へておるわけでありませう。ガス事業を行なつておるものが、導管のない地区にプロパン・ガスの販賣を行なう、こういうことは付帯事業として十分認められることではないか。導管がないから、またプロパン・ガスの販賣はやれないからということと、その地域を放擲しますことは、いかにも気の毒なように思われるわけでございます。そういう意味で、あくまでも付

隨事業として、ガス事業を行なうものがプロパン・ガスを販賣していく、これは何ら否定すべきではないだらう、こゝろ思つておるわけでありませう。御指摘のように、プロパン・ガスの販賣業を公営企業として積極的に推進していくという考へは持ち合はしておりませう。

○加賀田委員 市町村に、そういうプロパン・ガスの運送をする営業所がない場合に、公共団体でもって便宜をはかるということも一つの方法だらうと思ひます。もし同じようにプロパン・ガスの販賣等をやつておる業者があるところへ、あらためて地方公共団体が競争的なそういう形で起つてくるならば、地方公共団体は取益を目的としておりませうから、従つて一般の企業との競争の中では、価格の点では地方公共団体が有利な立場に立つ。それら一般業者との関係の調整という問題に對してどう考へておりますか。

○奥野政府委員 プロパン・ガスの販賣事業を行なうというので、かりに地方債の許可の申請があつたといひませう。その場合に、民営の競争企業があるにもかかわらず、そういう事業を行ないたいという場合には、私たちは慎重であるべきだ、こゝろ存じておるわけでございます。

○加賀田委員 そういう地方公共団体に民営がない場合、住民へのサービス行政として行なうことは差しつかえないと思ひますが、将来民間との競争という形の中でいろいろそういう問題が

起こってくる場合もあると思ひますから、これは自治庁として十分指導していただきたいと思ひます。

それからもう一つは、従来もあつたわけですが、電気事業に対する電気料金の問題で、地方公共団体の職員間におきましても、電気料金が安い。従つて、そのことは九電力会社に電気を売るだけであつて、住民に対して直接的な福祉増進にならないのだ。従つて公共企業という目的と非常に相反するよきな場合も起こつてきて、いわゆる収益を目的としておりませんから、比較的安い電気を九電力会社に売つて、しかもそのことは、民間企業という形の中で収益を付加して、住民に同じ価格で売り渡しておるといふことで、地方公共団体がこういうことを興したために住民が利益を得るといふような形になつていない。しかも、電気料金の算定についても、非常に電力会社との交渉の過程に矛盾がある。この点に対して、何らか本来の目的に沿うような形で地方住民に対する電気料金の値下げ等に對する方法がないかといふようなことが、よく要請されておつたわけですが、聞きますと、通産省の方では、電気料金の算定基準といふようなものを事業者に出して、自治庁の方でも、そういうものに基づく公営電気事業者の電気料金算定要領といふものを出したといふことを聞いておりますが、大体この電気料金を決定されるのは、どういふ内容が含まれているのか、一つその点を明らかにしてもらいたい。

○奥野政府委員 御指摘のように、通産省から、公営発電の電力を電力会社が買い受けます場合に、こういう算定

方法をとるべきだといふことについて通達を示しておるわけでございます。端的に言いますと、それぞれの公営発電所におきます原価を基礎としてはいき出すといふことでございます。従いまして、経費は償われるけれども利潤といふものが十分でない、こういう問題はあるかもしれません。しかし、それぞれの発電所におきます原価に若干のプラス・アルファをして参るわけでございます。その方法といたしましては、諸経費をまかなうほかに、特別償却の経費を、減債積立金及び特別積立金といふような理由で見込んでいくといふような形にしておるわけでございます。なお、こまかい点につきましては、さらに御指摘によつて詳しく申し上げます。

○加賀田委員 当初の目的としては、別に電気を発電するといふことが目的じゃなくして、いわゆる治山治水という立場の上で立つて多目的ダムを建設し、その一環として発電事業を行なうといふのが従来のやり方だと思つております。そういったしますと、減価償却費とかその他の算定については、そういうダム建設に使つた費用そのものが償却資産として算定されるのじゃなくして、一部分だと思ひますが、それらの基準は何か明確になつてゐるのですか。なつておつたら、この際お答え願ひたい。

○奥野政府委員 多目的ダムの場合には、治水目的の部分と、電気関係の部分と、それぞれ両用の役割をしておるわけでありまして、従いまして、ダム建設に要しました経費を、治水関係の部門と電気関係の部門とに割当をするわけでございます。この割当の仕方につ

きまして、一つの計算方式が設けてあるものでありまして、それによつて割当を行なひまして、電気関係のものについては、電力料金を算定する場合の経費の基礎にされていくわけでございます。ダムの所要経費の金額が電気料金に算入されていくわけではございませんで、常にアロケーションをいたしておるわけでございます。

○加賀田委員 そういたしますと、これは最初に申し上げました通り、収益事業じゃありませんから、減価償却費とか、あるいは日常営業に必要な経費、人件費その他、また固定資産の所在市町村の必要経費といふようなものを原価計算をして、それが電気料金となつてきまつてゐるといふことになると、民間企業と違つて、全く収益といふものを無視といふか、考えずして原価がきまつて、九電力会社にこれが売却されておる。九電力会社はこれを買つて、一般の民間企業と同じように、収益を付加してこれを住民に売電していくといふことになつておるわけですか。そうすると、私の考えるのは、多目的ダムの一環として作られたことに對しては了承いたしますけれども、公営企業としての性格と、住民に対する福祉あるいはサービスを増進するといふ目的が全然達せられないような気がしますが、逆に申し上げれば、電力会社に利益を贈与してゐるような気がするのです。せつかく発電事業を行なつたものが、そういう目的を達していかないといふことに対して、何らかの方法はないものかと私は考へておるのですが、一般住民の中には、電気を興し

ても、それは電力会社に金をもうけさせておるのであつて、公営企業としては何ら住民のサービスになつていないじゃないかといふ意見があります。せめてこれらの住民に対して電気料金だけでも少しくらい安くするとか、何かの便宜をはかるようにしてもらいたい。あるいは街頭の電灯等においても、料金を安くするとかなんとかするといふ形で、住民サービスとか、住民の福祉に貢献するような方法を考慮する必要があると思つたのですが、この点は自治庁としてどうお考えになつておるか、一つ明確にしたいと思ひます。

○奥野政府委員 御指摘のような問題は確かにあるかと思つております。公営電気は、発電をしてもそれをそのまま民間に供給できないわけでございます。必ず電力会社に売つて渡さなければならぬといふふうになつておるわけですが、従いまして、民間に幾らで売つて渡していくかといふ問題は、電力会社の問題になつて参ります。もとより電気料金の問題でございますので、通産省が料金改訂については認可を行なうわけでございます。従いまして、その認可の場合に、公営電気から買電しておりまして、価格というものが当然考慮されて参つてゐるのだからと思ひます。ただ公営電気でも、立地条件からいまして、安いコストのところもございまして、高いコストのところもございまして、いろいろでございます。今後公営電気を興してそれを売つて渡していきまふ場合に、ある程度地方団体のその電力の供給に對しましては、発言力を留保していくといふ問題があるかと思つたのでございます。いずれ

にいたしましたも、現在は電力会社へ売り渡すだけのことであつて、直接供給できないといふところにそういう考へ方を反映させる隘路があるのじゃなからうか、こう思つておるのでございまして、将来ともそういう問題をあわせまして検討していききたいと思ひます。

○加賀田委員 もう一つ、ダム建設には、多目的ですから、農業用水とかあるいは治水目的とか、その他都市の周辺では工業用水等いろいろな目的があると思つたのですが、発電事業となりまして、一定の水量を保持しなければ発電は不可能でありますから、従つて治水等において、急に一時的に出水があつた場合には、はたして放水操作といふものが完全に治水といふ目的に転化されて行なわれてゐるかどうかといふことで、いろいろ各所において問題が起つてゐるわけなんです。しかも発電事業に従事してゐる職員は、やはり特殊な技術が要りますから、電力会社からその技術者が派遣されるといふような形態もあつて、どうも出水期等においては、発電そのものに大きなウェイトを置いて、治水等の操作に對しては時間的におくれたりしていろいろ問題が起つてゐるやうなことがあると思つておるのです。従つてそういう問題も、各所に損害補償といふやうな形でも、いろいろ訴訟事件も起つてゐるのです。これらに對しても完全な目的を達成するため、単なる発電目的のことだけじゃなくして、もつと管理に大きな一いむゆる当初の目的である治水であるとか、その他平穩なときには農業用水等にも利用するといふやうな、そういう形を明確に区分して

ただかなければ、非常に困難な問題が起こつてくるのじゃないかと思ひますが、その点自治庁としてどうお考えになりますか。

○奥野政府委員 水の問題は非常にむずかしい問題でございます。利害問題も錯綜しておるわけでございます。でも、それらの点について運営に当たつても十分な配慮がなされてゐるものだ、こう私たちは考へてゐるわけでございませぬ。多目的ダムを作つた。それが治水の目的と発電の目的を兼ねてゐるといふ場合におきまして、やはり発電のことばかりを考へておりました。常時どの程度まで水量を維持していくかというところについても、あらかじめきめられておりました。なほまた台風が来るというものがわかりました場合には、何時間前などの程度放水を始めるといふようなこともきめておりました。そういう放水の結果、河川のはんらんその他が防げたといふ事例も相当多く上つてゐるわけでございませぬ。やはり治水のためにダムを作つてゐる場合には、電氣に利用しておりました。治水目的は果たされてゐる、こう私は考へてゐるわけでございませぬ。多目的ダムを作りながら、電氣事業を興しておつたために、えつてそれが治水に役立たなかつたという話は、私は承知してゐないわけでございます。しかし、御指摘の問題につきましても、具体的なこと等をお教へいただきますれば、なお注意を喚起して参りたいと思ひます。

上げたように普通の状態であれば円満に行くのでしようが、急に出水があつた場合に、どうしても二つの目的を持つておられますから、治水と発電という形を持つておられますから、やはり発電には一定の水量が必要であるの、どうも操作が困難だ。従つて、もっと早く治水中心において放出しておれば、こういう悲惨な状態が起こらなかつたのじゃないかという住民の声の相当あるわけです。これはダム管理に對する責任は知事であるかと思ひますが、日常発電関係の職員が実質的な権限を持つてゐるといふ形で作られてゐる懸念が相当あるのじゃないかと思ひます。先般和歌山県にも、あるいは京都にもそういう問題がありまして、京都でも、これは多目的ダムとして、最終責任の管理は知事でありませぬが、発電事業を主に置いておりましたから、そういう事態が起こつた。どうもそういうことで電氣事業の目的が、今申し上げた通り住民の福祉にも直接影響してゐない。しかも発電事業が興つたことのために、出水時期における操作が時間的におくられて、もっと早く操作しておれば、そういう水害も起こらなかつた。電氣事業に關係しては、私はもつと根本的に公営企業という目的に沿うように検討していただくなければならぬ。性格を相當含んでゐるのじゃないかと思ひます。従つて、全国的にいろいろなケースがあるだろうと思ひますが、自治庁にしても、どういうようにして管理操作というものを明確にやつてゐるか、その目的に沿うようにやつてゐるか、ということを一べん調査していただきたいと思ひます。

調査の結果、今言つたような懸念のことがあるとするならば、管理についても、知事等を通じて、住民に迷惑をかける、ダム目的を完全に遂行できるように管理方法というものを検討していただきたいと思ひます。改正の内容につきましても、公営企業の範圍を拡大する、会計等は企業会計方式に明確にする、これら、われわれとしては納得いたすわけでありますけれども、公営企業自体が拡大されてきますと、今申し上げた通り、住民の福祉を増進するという基本目的から離れた方向に發展するおそれ、各企業の中にあると思ひますので、この点十分自治庁としても、将来の指導に当たつて留意していただきたいことを希望条件として、私の質問を終わりたいと思ひます。

○飯塚委員 長代理 安井君。

○安井委員 今の法案に対して、三、四点明らかにしたいと思ひます。初めに、第二条で法律の適用を受ける企業の範圍についての改正が行なわれておりますが、この中で工業用水道事業については常時雇用職員三十人以上のものに適用すると改正が行なわれているわけですが、これは各水道事業が分かれて規定をするという考え方によるものかと思ひます。そうしますと、水道事業は今まで五十人以上だったものが、工業用水道については三十人以上というふうな、本家と分家の關係で適用基準が違つてゐるのはどういふ關係か、その点ちよつとお答えいただけますか。

○奥野政府委員 地方公営企業法を適用する企業の範圍を、従業員数できめることがよろしいか、あるいは売り上げ金額できめることがよろしいか、あるいは固定資産の投資額できめることがよろしいか、いろいろな考え方があつてゐると思ひます。一応公営企業法は人数をその尺度に使つておりました。しかし、事業によりましては、その人数に差をつけておりました。同じように水道事業と工業用水道事業との間におきましては、人数で両者の規模をそのまま比較することは適當でないと思つておるのであります。そういうところから工業用水道の資産価値なり、売上金額なりというふうなもので、従業員数として、水道事業の場合よりも少ないところでバランスがとれるのじゃないかと思つておるわけであります。

○安井委員 それほど大きな問題でないかと思ひます。ただ私、今のお答えも、第二項に、今度は二十人以上のものについても適用する規定が出てきたわけですね。この場合は一律に二十人というふうな規定のされ方のように思つておるわけですが、この第一項の方は、今申し上げましたように水道事業についても、人間の飲むものと工業用水道との間のニュアンスを五十人、三十人というふうな数字的な表現で定められておるわけですか。あるいは軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業が百人、電氣やガスは三十人ときめられてゐるわけですが、今度の第二項では、それらのニュアンスを全く無視して、二十人というきつぱりした数字で一律に足をつけておるわけですか。その点、今のお答えとちよつと違つてゐると思ひますが、どうでしょう。

○奥野政府委員 第二項の方は、財務の規定を強制的に適用する場合の尺度でございます。財務の規定を適用するにはある程度の職員数があるならば、その職員の中には企業経理のこともできる職員を置くことができる。従つて従業員数だけで線を引けばいい、じゃないか、こう考へておるわけでありませぬ。しかし第一項に書いてありますのは、地方公営企業法を全面的に適用するわけでございますので、管理者も設ける同時にも特別な扱いができる。管理者が、特別の職員以外のものは自分で任免をしていく。言いかえれば、一つの独立の主体的な運用をやつていくことができるような姿にしてゐるわけでございませぬ。それだけの規模を持つたものでなければならぬ。その規模という場合に、従業員数だけで縛ることには、かえつてバランスを失ふことになるのじゃないか、どういふふうな考へてゐるわけでございますか。

○安井委員 私、その点具体的にどういふものか、内容についてはあまりよくわかりませんが、常識的に考へて、たとへば電氣事業なんかは、単に発電だけというふうなことになるかと、その規模の大小にもよりますが、割合に人が少なくて済むし、たとへば軌道や自動車の運送業ということになると、非常にたくさん人が要る。そういうふうな点からいって、単に人間の数だけで一つの区切りをつけるという点に若干矛盾を感じるわけですか。ですから、きつめて重大な問題だと思ひますが、私申し上げてゐるわけじゃないので、すけれども、そういうふうな意味で少

し考慮が不十分でなかったのかという気がするわけですが、ところで二十人ということになれば、適用企業はどのくらいふえましようか。それぞれの企業についてどのくらいの割合までいくかということについてちょっとお伺いしたいと思ひます。

○奥野政府委員 現在二項に對してありますような事業にかかる事業は、全体で七百九十三くらい、そのうち第二項の適用を受けるものが百六十三になつております。事業別に申し上げますと、水道事業では七百四十四のうち百四十六が該当する。工業用水道事業の方は七のうち三が該当する。それから軌道事業は六ございすが、該当いたしません。自動車運送事業は十三ございすが、これも該当しません。地方鉄道事業は二ございすが、これも該当しません。電気事業は十五ございすが、これも該当いたしません。ガス事業は六ございすが、これも該当しません。要するに全体で七百九十三あるうち百六十三が二十人以上で該当し、六百三十が二十人未満で該当しない、こういうことになっております。

○安井委員 そういうことになると、主として水道事業が中心になるわけですね。ですから、何か全体的な適用規定のように思ひましたら、主として水道だけというか、水道だけに限られておるような気がするわけでございます。先ほど申し上げましたように、決定的な重大な問題だというわけじゃありませんが、ちょっとそういうふうな印象を受けたものですからお尋ねしたわけですね。ところで、公営企業の事業内容について、本来のここに定められているようなもののほかに、いわゆる

その他事業というふうなものが多いぶん地方で経営されているようでありますが、事業の選択がまずかったり、損益の見通しが非常に甘かったり、あるいはまた非公益性の事業があったり、そういうふうなことで、せっかく事業を始めてもうまくいっておられない、そういう事業はありませんか。その点、現在の総合的な公営企業の特にその他事業といったような面についての現状を一つお知らせいただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 その前に、先ほど資料の読み違ひをやりましたので、おわびを申し上げておきます。第二条第二項の改正規定の適用を受けるものがなると申し上げた中で、自動車運送事業が十三のうち五、地方鉄道事業が二のうち二、電気事業が十五のうち五、ガス事業が六のうち二、従ひまして、水道事業の百四十六、工業用水道の三と合せて、百六十三になるわけでございます。

それから、その他事業で問題を起こしているのはないかという御指摘でございます。御指摘の事業の中に入るのかどうかわかりませんが、病院事業の中にはかなり経理に苦しんでおる。その結果、一般会計の相当な負担になっておるものがございます。私も、病院については、どのような配置になつてゐるか、こういう点についての十分な考慮がないままに設立された結果、その運営が困難を来しておる、あるいはまた小規模の病院事業であるためにどうも採算がとりにくいというふうな姿になつてゐるのを見受けられるわけでございます。将来病院を新しく設けます場合には、私たちの

方でも、もっと各種の病院を通じまして、地域間でどのような配置状況になつておるかという点について深い研究をさせていかなければならぬというふうな考え方でおるわけでございます。その他の事業につきましても、特にそういう意味の顕著な事例はございません。ただ場合によりましては、せっかく企図した意図が必ずしも達成されないということが間々あるわけでありますが、一般的な問題としては、指摘するほどの事態はないと思つております。

○安井委員 この資料によりまして、水道や軌道なんかは大体赤字でいっておりますが、ガスは何か赤字になつておるようですが、これは心配ないですか。

○奥野政府委員 ガス事業の場合には、投資的な投下資本が非常に大きいわけでございます。当初減価償却などが大きく出てくると思ひます。その結果、始めました当初はとなく赤字になりがちだといふことはあるいは否定できなないかもしれません。同時にまた、ガス事業を興すようなところは、将来相当発展していく地域が多いだろうと思ひます。そういうこともあわせ考えまして、かなり最初から規模を大きくしていくというふうな面もあるうかと思ひます。その結果、減価償却額が経費として大きく計上せざるを得ない。従つて、収益の面ではむしろ損失が出るというふうなこともあるうかと思ひます。そういうことが考えられますが、ガス事業が特に経営上損失になりがちだといふことはない、こう私たちが考へておるわけでございます。今後、しかしそういう面の指導につきま

してはなお慎重を期していきたいと思ひます。

○安井委員 私ども、地方財政の一般会計の面については、たとえば交付税法との関係もあつて、地方財政計画というふうなことで資料を十分見せていただいて、それこそ常に真剣な討議を繰り返しているわけですね。ところが、同じ地方財政の分野の中でも特別会計に当たる部分、たとえば国民健康保険事業だとか、さらにまたこの公営企業の関係については、自治庁から資料も十分に今まで出ていないように思ひ、また法律的にも、地方財政計画がこの委員会に提出されて審議をされるという中にも、そういうものも入つてないのですから、何か少しまま子扱いみたいな気がするわけですね。ところが、今ちょっとお話の中にもありましたが、たよりに、病院事業の赤字が一般会計を相当強く苦しめてゐる。そういうような事情があるといふことは、またそれは当然だと思つておるのですが、つまり、一般会計プラス各特別会計あるいはまた公営企業勘定、こういったような全体的なものが地方財政の姿だとすれば、そういうふうなその全体的な姿を把握できるようなふうになつておるかを考へていかなければいけないわけでありまして、しかし法律的にもそういうふうな姿になつてないわけでありまして、今後そういうふうな問題が国会の中でもっと明らかにされていくというふうな方向について、何かお考えはありませんか。

○奥野政府委員 御意見、私も全く同感でございます。地方財政なり地方行政の実態を明らかにする意味においては、一般会計の姿だけでは十分でないと思ひます。同時にまた、地方団体は住民の生活に直結した活動を活発に行なつていく必要があるのではなからうか、こう思つておるのでございませう。そういう考え方もございまして、毎年地方財政の状況を国会に報告いたしておられます。ことし地方財政の状況報告書を作成するにあたりまして、公営事業の内容を新しく取り入れたわけでございます。これは初めての試みでございます。今回提出いたしました地方財政の状況の中に、昭和三十三年地方公営事業の状況といたしまして、一般的な状況、水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、病院事業、下水道事業、その他の公営企業等、収益事業、国民健康保険事業というふうな項目を分けて取り上げておるわけでございます。同時に、地方団体の行なつておりますことにつきましても、学校がどれほど建築されたか、あるいは道路がどれほど舗装されたかというふうなことも取り入れたのでございます。全く新しい試みとしてそういう努力を払つたつもりでございます。今後なおそういう方向には力を注いでいきたい、こゝろ私には考へております。

○安井委員 そういふふうな方向で一つ一御努力を願ひたいし、一般会計の面とは違ひまして、こういう公営企業についてはなかなか目が届きかねがちなものだから、それだけに指導の適正をお願いしたいわけですね。そこで現在でも、地方公営企業の経理について、この法律ができてからだいぶ改善されているようでありませうけれども、まだやはり企業会計の方式が十分に理事者なり議会なりでのみ込めず、何としても大規模式の一一般会

○奥野政府委員 そのことがいいか悪いか、それは今後の批判の問題だと思います。それで非常に率直に過去の経過を申し上げますと、地方団体について政府が持っている権限を、終戦直後総司令部は事に排除することを求めたわけでありました。総司令部の民政の方面では、中央政府の権能を抹殺してしまえ、また経済科学局の方では、金融に混乱を与えるじやないか、インフレの進行している最中に無計画に地方団体が借金をしても困るじやないか、こういうような意見もございました。その間の妥協が、許可を必要としないが、当分の間許可を必要とするという立法になった経緯がございます。これは経緯だけでございます。今日の実態に当っては、これをどう将来持っていくことが適当であるか、これはなお将来も検討しなければならぬ問題だと思います。ただ私は経過を申し上げただけのことでございますけれども、さしあたっては、今この許可制度をはずすということを適当とは考えていないわけでございます。

○安井委員 そういたしますと、今度ごく差しさわりのない部面だけの改正が行なわれているようでありますが、自治庁としては、現在のこの地方公営企業法については、近い将来根本的に改正を考えようというお気持はお持ちなんでしょうか。

○奥野政府委員 地方公営企業法をさしあたって根本的に改正する必要をわれわれは認めていないわけでございます。もとより絶えず研究いたしておりますので、漸次整備していくことは必要だろと思っております。また今御指摘になりましたような点につきましては、

確かにどうするか検討を要する問題点も含んでいるわけでございます。しかし、将来にわたりますてなお研究はしていきたいと思っております。

○木田委員 関連して一つお尋ねいたしたいと思うのですが、上水道の起債のパーセントですが、大体基準が五五〇というお話が今あったと思っておりますけれども、小さい町村において上水道の起債の確保をいたしました場合に、その設計について、君の町村は小さいんだから、そんな大それた計画を立てては相ならない、もっと規模を縮小して予算額を圧縮しなさい。こういう指示があるというように聞いておりますが、ほんとうでございますか。

○奥野政府委員 そういうような一般的な指示をするようなことは毛頭ございせん。もとより、その団体の水道事業が給水を受ける戸数に対して少な過ぎる、多過ぎるという両様の問題がございましょうから、それは相談相手になることもあろうかと思っております。しかし、地方団体が必要と強く考えておるものにつきましては、ことさらに起債の面から事業分量の縮小をさせるというようなことをやられたことはございせん。また充当率が五五〇でございますが、その結果は、地方団体の希望している程度の水道事業を今直ちに行なえないだけのことでありまして、一年おくれ、二年おくれになつていくということでございます。たぐさんの希望のものを三十五年度にやりたいと思つておられるけれども、資金がないので一部しか起債は立てられない。従つて順送りに翌年度に事業が出ていくというものが現状でございます。もとよりこの改善につきましましては、今後とも努力

を払わなければならないとは考えております。

○木田委員 そうしますと、町村という団体におきまして、市というものを除きます。町とか村という地方団体のにおきまして、今まで上水道を計画した場合の平均事業自給率による資金需要量はどのくらいになつておるのですか。

○奥野政府委員 これは給水戸数によつて違つてくるわけでございます。けれども、五千戸までのところでございまして、簡易水道ということで、むしろ四分の一の国庫補助までいたしておるわけでございます。また市の区域でありまして、一部簡易水道の区域があり、また上水道も行なつておるという地域もございまして、従つて、町村平均してどうこうということではなしに、給水戸数からきまつてくる問題でございます。給水戸数が何戸くらいでどのくらいというやうな問題になるのじやないかと思つておる。

○木田委員 そうすると、今の給水戸数でまるとしまして、一般上水道におきまして、一番小さい規模のもの最低幾らくらいですか。

○奥野政府委員 簡易水道なんかになりますと、百万円前後でできるものもあるわけでございます。これはもちろん簡易水道でございます。上水道になりますと、給水戸数が五千戸以上でありますから、はるかに大きくなるわけでありまして、五千戸になりまして、五千万円前後は建設費を必要とするだろうと思つておる。

○木田委員 五千戸で五千万円、そんな小さな一般上水道がありますか。

○奥野政府委員 その程度のものもございまして、そこで私心配すること、今の局長のお話ですと、市町村の上水道計画について、いや、それは君のところの町政から考えて少しせいで、だから、もっと簡単なものにしなさい、こういう指導はしないということ、そういうことなら私は安心をするわけなんです、現実はずうでない。どこかでその設計の計画の変更、修正を指示しているところがあるように思ふのですが、ほんとうにないのですか。

○奥野政府委員 上水道の規模によりまして、小さい規模のものは県知事の認可を事業について受けるわけでございます。また規模の大きいものは厚生大臣の認可を受けるわけでございます。その事業計画の認可をいたします際に、市町村からの計画が適当でないという考え方を持つていろいろと注意をする場合があるのではなからうか、私はこう想像するわけでありまして、事業計画の認可のあつたものにつきまして、地方債の許可をする際に、その計画をさらに縮小せよというやうなことは毛頭ございせん。事業計画の認可を知事なり厚生大臣がいたします場合に、これは助言の意味においていろいろお話をいたしているのだから、こう私は想像するわけでございます。

○木田委員 事業計画の認可の際に問題があるというのをおそらく地方財政の規模とにらみ合わせての助言ではないでしよう。知事がやるとするならば若干考えられますけれども、厚生大臣は、これは適正ならずと、おそらくこれは上水道としての厚生という所管

の角度から見た助言でしよう。地方財政規模があつたところは小さいから、こんなせいたくなものはいけないうことではない。私が最初からこたわることには、どうも自治庁のどこかで、君のところは一年間の予算規模はこの程度だ、これに対してこのやうなものを作ることは少し不適當であるから縮小しろということをやつておるらしいのです。そのために最初の計画がだんだん縮小されてしまつておる実例があるんです。絶対ないとおっしゃられるならば安心しますが、上水道というものは、町村としても給水戸数というものは大きくなるのですから、最初からしっかりとしたものにしななければいけません。それを一億五千万と出したら、これはちよつと大きいから一億に縮小しろというやうな助言が出てきては困る。そこで一億に縮小して五五〇くらい起債を認める。こういうことになつてくると、起債のワケによつてどこか事業計画は不完全なものができようやうな気がするのですが、そういうことではないんですか。

○奥野政府委員 私たちは、一般会計が赤字を出しておりましたも、公営企業はむしろ積極的にやつてもらいたい、住民の生活を楽にしてみたい。その経費は事業収入でまかなえるのではないかとこのやうな考え方を持つておるわけなんです。従つて、財政規模がどうだということ、公営企業の事業の縮小を求めようやうなことはまずあり得ないわけでございます。もし何か具体的事例がございましてならば、その事例を教へていただきます。もし私の方の庁内において、そういう間違った言動をしている者がありますならば、

これは戒めていきたい、私はこう考えるわけでございます。私の常識ではそういうことはあり得ない、こう思います。

なお、水道事業をやろうといたします場合に、起債の認可がございます。ワクの関係もございまして、あるいは一年で全部つけてもらいたいというのを、二年にまたがって、あるいは三年にまたがってつけざるを得ない場合があるかと思えます。しかしながら、最初につけました場合には、あとの部分はどのような年次割でつけるかということ、現在地方団体にすでに通達しております。三十四年度で新しい地方債をつけました水道事業につきましても、年次割はすでに通達を終わっております。

○飯塚委員長代理 ほかに御質疑はありますか。——別に質疑もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○飯塚委員長代理 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

地方公営企業法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯塚委員長代理 起立総員。よつて、本案は全会一致をもって原案の通り可決いたすべきものと決しました。次にお諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○飯塚委員長代理 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散

〔参照〕

地方公営企業法の一部を改正する法律案（内閣提出第九七号）（参議院送付）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年四月二十一日印刷

昭和三十五年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局